

青色申告

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp

発行人 江川 慎郎

確定申告が始まります!!

本年も確定申告が始まります。会員の皆様におかれましては、令和元年分の確定申告の準備にお忙しいことと存じます。

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出は、2月17日(月)から3月16日(月)まで、消費税及び地方消費税は、3月31日(火)までとなっております。

令和元年中に土地・建物の譲渡等があった方など、税務署での相談が必要な場合は、下記と2ページの「蒲田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○決算書・申告書の早期提出

早期提出を心がけて内容を見直す余裕を持ちましょう。なお、期限を過ぎてから「期限後申告」を提出した場合や「修正申告」を提出した場合には延滞税・加算税など本税以外の税金を負担しなければなりません。また、税額が減ることに気付いた場合には「更正の請求」ができる場合がありますが、訂正申告より手続が煩雑となりますのでご注意ください。

○納期限

納付は、必ず期限内に済ませましょう。(納付期限は、下記の表でご確認ください。)

○振替

振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。(振替日は、下記の表でご確認ください。)

○延納

所得税及び復興特別所得税について、納付期限(令和元年分は令和2年3月16日)までに一括納付が困難な場合に2分の1以上を法定納期限までに納付することにより残額を6月1日まで延納することができます。なお、延納税額を完納する日まで日数計算により利子税が課されます。※利子税率は1.6%。計算した利子税額が1,000円未満の場合には利子税は課されません。該当する方は、事務局での指導時にお申出ください。

○平成29年の課税売上高が1,000万円を超えている場合

令和元年分の消費税の課税事業者になります。この場合、令和2年3月31日(火)までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○令和元年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

令和3年分の消費税の課税事業者になります。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」をすみやかに所轄の税務署に提出してください。

令和3年から簡易課税を選択する場合は、令和2年12月31日(木)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

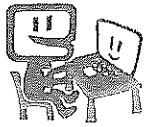
なお、令和2年1月1日(水)から6月30日(火)まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和3年分の消費税の課税事業者となりますので、ご注意ください。特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計額で判定することもできます。

※課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。

蒲田税務署からのお知らせ

令和元年分の確定申告関係の期限は、表のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈与税
申告・納付期限	令和2年3月16日(月)	令和2年3月31日(火)	令和2年3月16日(月)
振替納税口座引落日	令和2年4月21日(火)	令和2年4月23日(木)	制度なし
延納税額納付期限(口座引落)	令和2年6月1日(月)	制度なし	相続税法上の延納制度がありますので署相談窓口にてご相談ください。



確定申告は自宅等からの e-Tax が便利



- ◎ ご自宅等から e-Tax で送信する還付申告は、書面で提出する場合よりも還付金を早く受け取ることができます。

(原則、3週間程度。1月・2月提出分は、2～3週間程度。)

- ※ 税務署の申告書作成会場などで、マイナンバーカードを使わずに e-Tax で送信する還付申告は、早期還付処理の対象から除かれます。

- ◎ ご自宅等から e-Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- ※ 税務署へ申告書等を提出する際は、毎回、「ご本人のマイナンバーを確認できる書類」と「記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類」の提示又は写しの添付が必要です。

なお、一部の手続について、番号確認書類（通知カード等）の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページ（申告手続⇒社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉）をご確認ください。

国税庁ホームページ「タックスアンサー」のご利用について

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。

確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。

スマートフォン等で下のコードからアクセスできます。



【例】医療費を支払ったとき（医療費控除）について調べる場合

国税庁ホームページから、「タックスアンサー（よくある税の質問）」をクリック

次の①又は②の方法で調べることができます。
（携帯用サイトは①のみ）

①税金の種類から検索する方法

税金の種類「所得税」を選択

⇒項目「医療費を支払ったとき」を選択し、分類コード 1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）

②キーワード検索する方法

キーワード検索で「医療費」と入力
⇒検索結果から項目「医療費を支払ったとき」を選択し、分類コード 1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）

（お問い合わせ先）蒲田税務署 電話 03 (3732) 5151

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

令和元年度
納税表彰式

11月13日(水)、プラザ・アペアにおいて、令和元年度納税表彰式が蒲田税務署と税務六団体(間税会・納財連合会・酒販組合・税理士会・青色申告会・法人会)の共催で挙行されました。
当会の受彰者は次の方々です。

(順不同、敬称略)

◎ 税務署長表彰受彰者

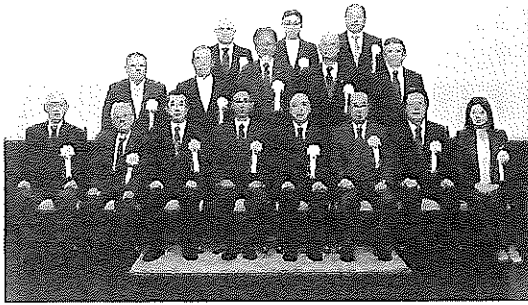
- 戸田 益三 (支部長)
- 松木 肇 (会員)

◎ 税務署長感謝状受彰者

- 石井 秀邦 (支部長)
- 畑井 英子 (支部長)

◎ (二社) 蒲田青色申告会会長感謝状受彰者

- 中野 達夫 (副会長)
- 吉田 武史 (副会長)

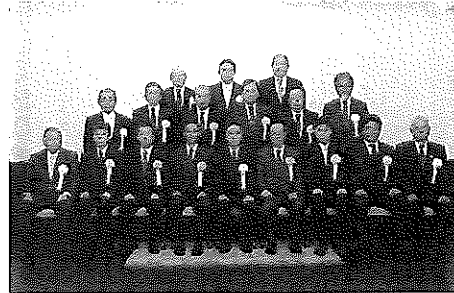


税務署長表彰受彰者



税務六団体長
感謝状受彰者

税務署長
感謝状受彰者



☆ 東京都主税局長感謝状受彰

11月1日(金)、新宿NSビルにおいて、永年にわたる都の税務行政の推進により、副会長 坂本 行雄氏に東京都主税局長より税務功労者感謝状が贈呈されました。

☆ 大田都税事務所長感謝状受彰

12月6日(金)、大田区民ホール・アプリコにおいて、永年にわたる都の税務行政の推進により、監事 原 尚美氏に大田都税事務所長より税務功労者感謝状が贈呈されました。

☆ 「税についての作文」表彰式開催

12月9日(月)、蒲田税務署において、中学生の「税についての作文」表彰式が開催されました。御園中学校3年生 寺崎 弓子さんの「私達の生活の中の税金」に蒲田青色申告会会長賞が授与されました。

都税だより

☆ 2月は固定資産税・都市計画税 第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、3月2日(月)までにお納めください。なお、現在口座振替をご利用の方の振替日も3月2日(月)となります。

☆ 令和2年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免を受けることができます。現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和2年6月1日(月)まで、令和2年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

なお、自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録の日から1カ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。また、減免額には上限が設定されています。
詳しくは、東京都自動車税コールセンター1031352514066(土日・休日、年末年始を除く平日午前9時から午後5時まで)へお問い合わせください。

☆ eLTAx電子納税がさらに便利になりました

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、eLTAx電子納税がさらに便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。
詳細はeLTAxホームページをご確認ください。
<https://www.eltax.ta.go.jp>

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

【当会の役員はボランティアで活動しております】

事務局での確定申告指導について

事務局での所得税確定申告指導会は、2月3日(月)から3月16日(月)(土・日・祝日を除く)となっておりますが、3月10日(火)までは予約制となります。消費税確定申告指導会は、3月17日(火)から23日(月)(祝日を除く)の予約制となります。

持参書類等につきましては、1月上旬に配布済みの「所得税確定申告指導会のご案内」チラシ、「消費税確定申告指導会のご案内」チラシをご覧ください。

なお、確定申告期間中のパソコンによる記帳及び決算・申告指導につきましては、お断りしておりますので、ご了承ください。

事務局より

◎ 外部会場における指導会の中止のお知らせ

例年行なっていた「税理士による決算・確定申告指導会」につきましては、マイナンバー制度のため、本年も開催いたしませんので、ご了承ください。所得税・消費税の指導をご希望の方は、ご予約の上、事務局にご来局くださいますようお願いいたします。

◎ 消費税の指導について

「消費税確定申告指導会のご案内」チラシのとおり、消費税の指導会は3月17日(火)から23日(月)(祝日を除く)の予約制となります。すでに利用開始となっているマイナンバー制度の関係のため、所得税の確定申告と同時に指導は出来ませんので、ご了承ください。

◎ 屋食時間の対応について

事務局は12時〜午後1時は休憩時間となります。12時〜午後1時の間の来局、電話対応はお断りしておりますので、ご了承ください。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

◎ お願い

確定申告時期は来局者が多く、事務局の受付は大変混雑いたします。受付票の記入に手間取り、結果、予約時間に指導を開始出来ない方もいらっしゃると思います。

受付の混雑緩和と待ち時間の短縮を図るため、「確定申告説明会開催のご案内」チラシ等に同封した「指導受付票」と「確定申告指導確認票」(裏面)を記入し、事務局来局の際はご持参くださいますようお願い申し上げます。

※「指導受付票」は、会員氏名・住所・職業(事業内容)・電話番号を記入ください。

※「確定申告指導確認票」は、所得の種類・記帳について・収入について・経費について・確定申告の方法の該当箇所にチェックを入れ、最下段の日付・会員名(来局者名)を記入ください。

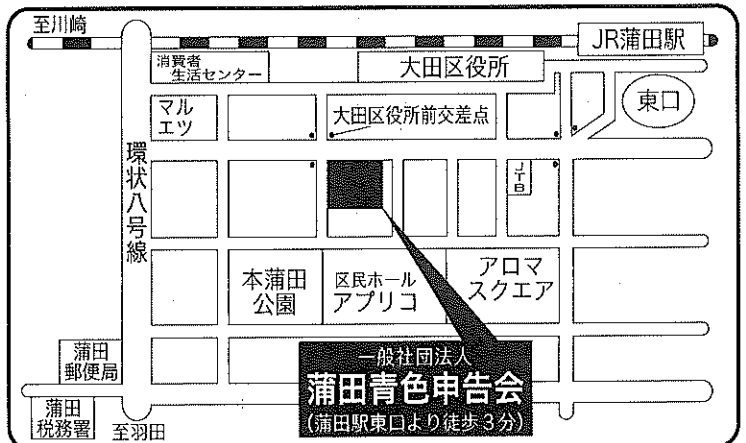
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL.03 (3732) 1310 FAX.03 (3732) 1381



一月 事業報告

四日 大田区新春のつどい 産業プラザ
六日〜一日 源泉所得税年末調整指導会 事務局

九日 東青連常任委員会 東京青色申告会館
一五日 蒲田税務六団体連絡協議会 蒲田税務署
東青連賀詞交歓会

一六日 東京商工会議所大田支部新年賀詞交歓会
一七日 理事会 消費者生活センター
一七〜二六日 新年税務意見交換会 台湾菜館弘城
三〇日 執行部会 事務局

確定申告説明会 消費者生活センター
青色コーナー 従事者研修会
消費者生活センター